

3 文科高第 5 号
令和 3 年 4 月 2 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学長
各公立大学法人の長
公立大学を設置する各地方公共団体の長
文部科学大臣所轄各学校法人理事長
放送大学学園理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 殿
構造改革特別区域第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長
各国公私立高等専門学校長
各日本人学校運営委員会委員長
各私立在外教育施設運営委員会委員長
各補習授業校運営委員長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長

義本博司

文部科学省初等中等教育局長

瀧本寛

文部科学省高等教育局長

伯井美德

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の改正について（通知）

文部科学行政につきましては、平素より御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

このたび、所得税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）等が公布・施行され、令和 3 年 4 月から、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の内容が一部改正されることとなりましたので、お知らせします。

本制度は、祖父母等から子・孫名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出した場合に、この資金について、子・孫ごとに 1,500 万円まで（※ 1）を非課税とする

もので、平成 25 年度に創設された制度です。

今般の改正概要は以下のとおりです。

- 制度の適用期限を 2 年間延長（2023 年 3 月 31 日まで）
- 贈与者が亡くなった場合、受贈者が 23 歳以上であれば残高を相続財産に加算（受贈者が在学中の場合を除く）
- 受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に 2 割加算を適用する。
- 本措置の対象となる教育資金の範囲に、1 日当たり 5 人以下の乳幼児を保育する施設を加える。（都道府県等知事から証明書の交付を受けているものに限る。）
- 教育資金非課税申告書等について、書面による提出に代えて、記載事項の電磁的方法による提供を可能とする。

なお、本制度の概要及び Q&A は、文部科学省ホームページ（※ 2）に掲載しておりますので、御参照ください。

※ 1 学校等以外の者に支払われるものについては 500 万円が限度となります。

※ 2 http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

都道府県教育委員会及び都道府県知事等においては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）、所管又は所轄の学校その他の教育機関等関係機関に対してこのことを周知していただくようお願いいたします。

（担当）

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課

電話：03-5253-4111（内線 2517）

メールアドレス：gakushi@mext.go.jp

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

【制度概要】

- 祖父母(贈与者)は、孫(受贈者)名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金につき、孫ごとに1,500万円(学校等以外の者(塾や習い事など)に支払われるものについては500万円が限度)を非課税とする。
- 教育資金の用途については、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。

【令和3年度税制改正の概要】

- 制度の適用期限を**2年間延長**(平成25年4月1日:制度開始～**令和5年3月31日まで**)
- **祖父母が亡くなった場合**、孫が23歳以上であれば**残高を相続財産に加算**(孫が在学中の場合を除く)
- 受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に**2割加算を適用**する。
- 認可外保育施設について、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する施設を加える。(都道府県知事等から証明書の交付を受けているものに限る。)
- 教育資金非課税申告書等について、書面による提出に代えて、記載事項の電磁的方法による提供を可能とする。

【制度の流れ】

現行：贈与から3年以内に祖父母が亡くなった場合→孫が23歳以上であれば相続税加算(在学中を除く)
R3改正：祖父母が亡くなった場合→孫が23歳以上であれば相続税加算の上、**2割加算を適用**する(在学中を除く)

